

利用料(介護老人福祉施設 ヴィラ羽ノ浦 短期入所生活介護)

令和6年4月改定

1.施設サービス費(負担割合証に応じた金額をお支払いいただきます)

2.食費

1日 1,445円

(朝食:481円 昼食:482円 夕食:482円)

【従来型個室】

(特養入所)介護保険負担限度額認定証をお持ちの方	
第1段階	300円/日
第2段階	390円/日
第3段階①	650円/日
第3段階②	1,360円/日

基本サービス費	要介護度	利用単価		介護報酬(円)			利用者負担金額(円)			
		(単位)		単位×10	1割負担	2割負担	3割負担			
基本サービス費	要支援1	451	単位/日	4,510	451	902	1,353			
	要支援2	561	単位/日	5,610	561	1,122	1,683			
	要介護1	603	単位/日	6,030	603	1,206	1,809			
	要介護2	672	単位/日	6,720	672	1,344	2,016			
	要介護3	745	単位/日	7,450	745	1,490	2,235			
	要介護4	815	単位/日	8,150	815	1,630	2,445			
	要介護5	884	単位/日	8,840	884	1,768	2,652			
	加算	看護体制加算Ⅲイ	12	単位/日	120	12	24	36		
看護体制加算Ⅳイ		23	単位/日	230	23	46	69			
夜間職員配置加算		13	単位/日	130	13	26	39			
サービス提供体制強化加算Ⅱ		18	単位/日	180	18	36	54			
看取り連携体制加算		64	単位/日	640	64	128	192			
科学的介護推進体制加算		50	単位/月	500	50	100	150			
生産性向上推進体制加算Ⅱ		10	単位/月	100	10	20	30			
口腔連携強化加算		50	単位/月	500	50	100	150			
療養食加算		8	単位/食	80	8	16	24			
短期入所生活介護送迎加算		184	単位/回	1,840	184	368	552			
若年性認知症入所者受入加算		120	単位/月	1,200	120	240	360			
医療連携強化加算		58	単位/月	580	58	116	174			
緊急短期入所受入加算		90	単位/日	900	90	180	270			
安全管理体制未実施減算		-5	単位/日	-50	-5	-10	-15			
短期生活長期利用者提供減算(31~60日)		-30	単位/日	-300	-30	-60	-90			
短期生活長期利用の適正化 (要支援:31日~ 要介護:61日~)		要支援1:442単位/日 要支援2:548単位/日 要介護1:573単位/日 要介護2:642単位/日 要介護3:715単位 要介護4:785単位/日 要介護5:854単位/日								
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算								
身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算								
業務継続計画未実施減算		所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算								
※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ		介護報酬総単位数に8.3%を乗じた額								
※1 介護職員等特定処遇加算Ⅰ	介護報酬総単位数に2.7%を乗じた額									
※1 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護報酬総単位数に1.6%を乗じた額									

3.居住費

※2 1日:1,171円(基準費用額)

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方	
第1段階	320円/日
第2段階	420円/日
第3段階	820円/日

※2 令和6年8月1日より、居住費の基準費用額が見直され、

1,171円 → 1,231円(60円値上げ)

となります。

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方	
基準費用額同様に認定を受けた負担限度額が60円値上がりします。	

4.理美容代

実費

例)カットのみ 1,870円

5.教養娯楽費

各種イベント・レクリエーション等は、原則として当施設が負担しますので、利用者様のご負担はありません。

6.電気代(消費税込み)

テレビ	50円/日 × 30日 = 1,500円/月
冷蔵庫	50円/日 × 30日 = 1,500円/月
電気毛布	50円/日 × 30日 = 1,500円/月
ポット	50円/日 × 30日 = 1,500円/月
アンカ	40円/日 × 30日 = 1,200円/月
扇風機	30円/日 × 30日 = 900円/月
ラジオ	10円/日 × 30日 = 300円/月

7.その他

阿南市は地域区分が「その他の地域」の為、

1単位=10円

となります。

※1 令和6年6月1日より(介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ加算が一本化されます)

新 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護報酬総単位数に14.0%を乗じた額
新 介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数に13.6%を乗じた額
新 介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護報酬総単位数に11.3%を乗じた額
新 介護職員処遇改善加算Ⅳ	介護報酬総単位数に9.0%を乗じた額